

明治四十年十二月三十日

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞
送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞
送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

五號活字ニテ	一行廿四字詰	一行二付	二日以上	七日以上	十日以上	十六日以上
自一行至十行	十 錢	八 錢	七 錢	六 錢 三 厚	六 錢 八 厚	五 錢 九 厚 五 毛
三十行以上	八 錢	六 錢 五 厚	五 錢 九 厚 五 毛	五 錢 五 厚	五 錢 五 厚	五 錢 五 厚
時事新報廣告料前金						

時事新報

時事新報

時事新報

時事新報

歐洲國際の關係(前號の續き)

獨逸の政略は強ち壞國と疎んずると云ふに非ざれども去逝之が爲先よ露國との戰端を開くも亦拙策なぞとの考へにや中立不偏の主義と執り獨逸兩國の問には既又秘密體約の關係あるにも拘はらず露國に向てはバルカリヤに對するの要求を容れ以て其歡を買はんとするの手段なると前號に於て粗ほ其次第を述べたり左れども右の論たる局外者想像の部見あれば或は事の實際又外の便に依りビスマルクが二月六日兵備擴張の政策を提出するに當り議場に於て自ら述べたる演説の筆記を得彌よ／＼前想像の誤まらざるを確めたる想ひあり即ち其演説中バルカリヤ事件に關する一節に

前略露國は新聞紙若くは又露國の公議輿論ある者概ね皆我獨逸に反対せるの事實は兎も角も吾人は之と怨みとて露國條約上の權利を認識するの務めを怠る可らず千八百七十八年露國が伯林の會議に於てバルカリヤに對するの權利を獲たるは明白の事實にして去る八十五年までは他の列國も露國に右の權利あると認識矣たりしに非ず予ハ始より露國代爲めに其權利を保護するに盡力し現に伯林條約にまで記名したる一人なれども今に至り露國權利の有無に關し彼れ是れ疑團を挾む可き所あると覺えず抑も伯ルカリヤに對するの權利を獲たるは明々白々の事例なり夫にバルカリヤ人中露國の東條と甘んせすして大臣をも自撰し且つ官吏の大半をも任免し實際に於ハルカリヤの君主と爲志たり然り而て露國の爲めに擧げられたる君主其人か露國の政略を扶けずして却て他邦の爲めに二心の舉動は實際に有られ得ざる話しなれば露國がバルカリヤに對するの權利は他の列國に擺んで、苦しからぬ筈なり左れど其國の陸軍順序なりとして衆論一致不同意あく其後千八百八十一年に至るまでは露國自ら皇族中の近親者と擧げて露國のハルカリヤを支持したるは明々白々の事例するゝ至りしなり(千八百八十五年バルカリヤと露國との紛擾を云ふ)猪又露國が當時に於て強暴の手段を用ひたり夫は我輩の決して嘉せざる所なれども然れども此一事と以て露國の伯林條約より覆たる權力を可らず可らざるは論を既たず(中略)殊よバルカリヤはダニユーブ河とバルカノ山との中間より成りたる一小州土なるに斯る處末の争ひにてモスクワ府よりベリニ山、北海よりパレモアまで全歐洲の土壤

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞

送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓

○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

として修羅の戰場さらしむるは實にく惜む可きの至ならずや小事の爲めに大事を誤まつて慘毒言ふ可らざるは亂ど醜亥て漸く其亂の鎮まる頃には列國初め醉夢を醒し、茫然何故に無謀の戰と挑たるやを知らざるの奇談もあらんなれば是に至りて予(ビスマ

ルク自ら云ふ)ハ敢て公言すべし曰く我輩は露國の威權を延べさんとするの策に關し外交上如何なる手

段と取るにもせよ我は又之に對し外交上我援を假す

とを拒まずと、即ち再言それば露國ガバルカリヤに

對するの位地を恢復せんとするの策に關し外交上如何なる手

段と取るにもせよ我は又之に對し外交上我援を假す

とを拒まずと、即ち再言それば露國ガバルカリヤに

や我輩の憂ふる所なり
(未完)

官報

新報

時事

時事

時事

○葉子税則取扱方の備照會
神奈川縣收稅長より去る
六日附を以て大藏省主稅局長へ照會に葉子税則改正に付たる取扱方要領を大藏大臣より訓令あり其第四項に租稅檢査員の報告書あるは同第二項に據り郡區長が檢査員に意見と聽きたる場合よりて之に對し檢査員の賣上げ見込額と各營業者の届出高に比照し其意見あるものを報告する儀なるや又同第六項の精神は檢査員は常に一般營業者の分限並に其正不正を巡視し正業者に對しては寛待の檢査を與へ不正業者に向ひては緻密の檢査を爲すと云ふ意あるか將た正業者には檢査を爲さず單に不正業者のみに對して檢査と爲す儀なるや果て然らば稅則第十五條の檢査は不正業者に向ひて施行するに止まる儀に之あるや又前顯告書は隨時臨檢せし不正業者中意見ある者れみに就きて之を報告する儀と心得然るべきやとあらしに一時十日主稅局長より葉子税則取扱方要領第四項報告書とは第二項都區長に對して威權を伸ばすの權利ある者あり外交上の手段にして特に歐洲社會の秩序若くは又立君の制度に反対する政敵を攘ふが爲めには兩國の親交を密にそる對する政敵を攘ふが爲めには兩國の親交を密にそるの要用論を跋たず云々

ピスマルクが内心に懷く所の主義政略は姑く問はず唯前條演説の旨趣に依て解するに露國はバルカリヤに對して威力を伸ばすの權利ある者あり外交上の手段からば伯林條約の精神の許す限り何事にても獨逸は露國の爲めに後援するが故に早く公然其旨を我輩に通知し來る可しとて怡も其來談を促す者に似たり將た夫れのみならずバルカリヤは最爾たるダニエーブ河邊の一小土のみ斯る小土の争ひより全歐洲を擧げて亂離の菴たらしむるハ得失經濟相償はざる話云れば寧ろ之を放棄し露國の爲すが儘に有す可しとの底意なる如くにも開えて我輩の疑ひ彌よ／＼深からざるを得ず畢竟獨逸の公存廢の論に就ても始めより原被兩造の地位に立つ者は實に壞露の二國なると人の能く知る所あり即ち壞國政治家の論する所ハ最初伯林の會議に於て全權委員會に仲ばさしむ可らずと云ふの意見を有しフエルデナン多數の人はバルカリヤの新小國或は遂に露國の屬庸たなれども之を反して壞地利は首相カルノキ・匈牙利の公存廢の論に就ても始めてより原被兩造の地位に立つ者ハ得るといふ

研究せんと欲するものあるときは脚に依り更に二箇年以内研究生と爲すとあるべし

○無版權圖書 従來内務省に於て版權登録の圖書に限り其題名並に版權所有者の氏名を廣告せし處本月より出版届出の圖書は版權なきものと雖も其題名並に出版

對して威權を伸ばすの權利ある者あり唯不正業者と同様に頻繁臨檢して彼が營業の煩を爲す等の獎勵を期するの精神なりとの旨を回答せり

○高等商業學校規則中改正 高等商業學校に於ては同校規則第五章研究規則中第一條を左の通り改正せり(文部省)

第一條 本科卒業生にして既に所修の學科を専門研究せんと欲するものあるときは脚に依り更に二箇年以内研究生と爲すとあるべし

○無版權圖書 従來内務省に於て版權登録の圖書に限り其題名並に版權所有者の氏名を廣告せし處本月より出版届出の圖書は版權なきものと雖も其題名並に出版

對して威權を伸ばすの權利ある者あり唯不正業者と同様に頻繁臨檢して彼が營業の煩を爲す等の獎勵を期するの精神なりとの旨を回答せり(内務省)

○郵便及電信收入 本年三月中各郵便電信局及び郵便局電信局に於て收入せる郵便稅電報料等の概算ハ郵便收入金四十一萬七百九十三圓電信收入金六萬四千六十圓なり(遞信省)

○桑港衛生會の議決 桑港衛生會は去る二月二十八日

の會議に於て香港と天然痘流行地と認定し以來同港よ

り来る船舶は該病患者の有無に拘らず其入港の日より十五日間郵便物を除くの外旅客の交通を遮断し荷物の搬送を禁するに議決したる旨去る三月十七日附と以て在桑港本邦領事館より報告ありたり(外務省)

○農學會 東京農林學校、舊駒場農學校、札幌農學校の卒業生にして府下に在る者二十餘名が發起にて今度東京農學校内に農學會と云ふを設け農學家のが團結と固く

左れば同會は汎く農事上の質問、鑑定、計畫等の依頼に應じ又た毎年三回會員に頒さんと爲め會報